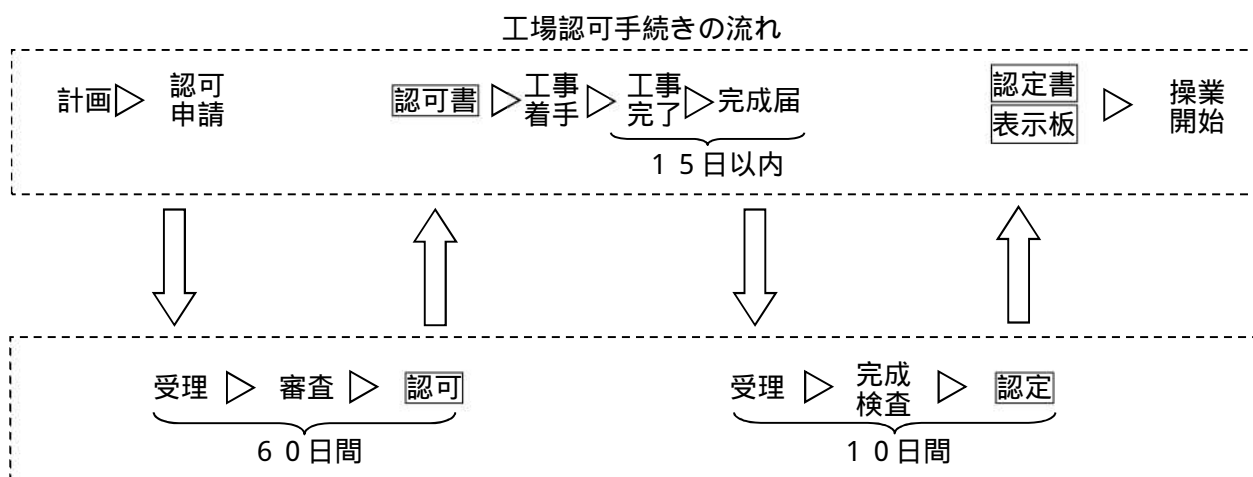


工場認可申請書の記載例

金属切削加工工場編



< 必要書類 >

書類は2部作成してください。(コピー可。)

チェック欄	申請に必要な書類
	工場認可(設置、変更)申請書(第7号様式その1)
	(その2)
	別紙 建物の棟別用途構造面積
	機械設備明細書
	別紙 騒音又は振動発生施設の構造等
	工場付近図
	敷地・建物配置図、給排水系統図
	平面図・機械配置図
	工場立面図(東西南北 4方向)

下記は、必要に応じて

チェック欄	申請に必要な書類
	別紙 ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法
	別紙 ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理方法
	別紙 汚水の発生施設の構造等
	別紙 汚水の処理の方法
	騒音特定施設設置届出書
	振動特定施設設置届出書
	設置する機械や公害防止設備のカタログ、図面、仕様書、使用する化学物質のSDS等

< 申請手数料 >

設置認可申請(初めての申請)		変更認可申請(2回目以降)
作業場面積	手数料	作業場面積を問わず 一律 7,600円
500㎡以下のもの	8,700円	
500㎡を超え、1,000㎡以下	14,200円	
1,000㎡を超えるもの	20,200円	

工場を設置するときには、建築基準法等、他の法令で規制を受ける場合がありますので事前にご相談ください。

大気汚染防止法のばい煙発生施設(ボイラー、冷温水発生器等)のことは、

東京都環境保全局 大気保全課 Tel 03-5388-3492

下水道法の特定施設(排水施設)のことは、

東京都下水道局東部第二下水道事務所 Tel 03-5680-1392

< 問い合わせ >

江戸川区環境部環境課指導係 Tel 03-5662-1995

工場設置 変更認可申請書

年 月 日

江戸川区長 殿

住所 〒132-8501
江戸川区中央1-4-1
氏名 株式会社 環境推進金属工業
代表取締役 環境 太郎
電話 03-5662-1995

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第81条第1項 第82条第1項 の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

既認可番号等	認可番号・年月日	第	-	号	年	月	日
	変更事由	1 業種	2 作業	3 建物	4 施設		
工場の名称	株式会社 環境推進金属工業			住居表示で記載してください			
工場の所在地	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1			電話番号 03-5662-1995			
地域等	用途	地域	水域				
	準工業地域	日本産業分類の中分類を記載してください			公共下水道		
業種の種類	金属製品製造業			金属の切断、折曲げ、溶接			
主要生産品目	建築用金物類			通常作業時間を記載してください			
資本金	5,000,000円		作業時間		8時00分から 17時00分まで（8時間）		
	6m		100メートル以内の学校・病院等の所在位置		有 <input checked="" type="radio"/> 別紙（案内図）のとおり <input type="radio"/> 無		
工事着手予定	年 月 日		工事完成予定		年 月 日		
従業員数	10人		常用雇用者数		10人		
公害防止担当部課	担当部課 工場長		責任者氏名 環境 一郎				
連絡先	所属 氏名 工場長 環境 一郎		電話番号		03-5662-1995		
	ファクシミリ番号 03-5678-6741		電子メールアドレス		認可工場表示板に記載される責任者になります		
受付欄			手数料				

- 備考 1 の欄には記入しないこと。
 2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
 3 印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
 5 「業種、作業の種類」の欄の「」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
 6 「100メートル以内の学校・病院等の所在位置」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
 7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

その2

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後（設置）	142.5 m ²	2 変更前	m ²
	建物の配置等	別紙（配置図）のとおり			
	建物の棟別用途・構造・面積等	別紙（配置図）のとおり			
	周囲の状況	別紙（案内図）のとおり			
施設の状況	機械・設備等の施設	別紙（機械設備明細書）のとおり			
	構造・配置・使用方法	別紙（機械配置図）のとおり			
動力用電力の合計（kw）	その他の電力の合計（kw）	総燃料油使用量（リットル/日）	総用水量（m ³ /日）	取水方法	総排水量（m ³ /日）
1	39.8	29.8			
2					
工場で取り扱う有害ガス又は有害物質	なし	変更認可申請の場合、 1には、変更後を 2には、変更前を記載する。 機械設備明細書の合計欄と数値を併せてください。			
作業の工程	鋼材 - 切断 - 切削・穴あけ - 溶接 - 研磨 - 組み立て - 出荷 （薬品による脱脂・洗浄、塗装なし）				
	屋外の作業	なし			
公害防止措置の概要（一時的作業に伴う措置を含む。）	【騒音】工場外壁はALC板（厚100mm）、窓はアルミサッシ（二重・網入りガラス）、出入口は重量シャッターとし、開口部閉鎖で作業を行う。 コンプレッサーは低騒音型（パッケージタイプ）を使用する。 換気扇には防音カバーを取り付ける。 【振動】機械設備はコンクリート基礎上に設置する。 【その他】焼却行為は行わない。				
	記入しきれないときには別紙としてください。				

備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
 2 「周囲の状況」の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
 3 「構造・配置・使用方法」欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までまでのうち該当する様式を使用すること。
 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみを記入すること。
 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
 6 「工場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場で取り扱っているものを記入すること。

別紙 建物の棟別用途構造面積

棟番号	新・増・既設の別	用途	階数	構造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
1	新	作業場・事務所・住居	3	鉄骨造・ALC	79.3	238.1	72.1
合 計					79.3	238.1	72.1

建物が複数ある場合にはそれぞれ記載してください

延べ床面積を記載してください

撤去建物

棟番号	撤去	用途	階数	構造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
合 計							

機械設備明細書

施設番号は機械配置図の番号と同じにしてください

100V、200V に係らずモーターの出力を記入

ヒーターや溶接機等モーターのないものを記入

むね番号	施設番号	新既増撤	名称	用途	動力用電力			その他の電力		
					能力	k W	数	計 (k W)	k W	数
	1	新	旋盤	切削	7.5	1	7.5			
	2	"	旋盤	切削	15.0	1	15.0			
	3	"	旋盤	切削	5.5	1	5.5			
	4	"	フライス盤	穴あけ	2.2	1	2.2			
	5	"	電気溶接機	溶接				15.0	1	15.0
	6	"	電気溶接機	溶接				12.6	1	12.6
	7	"	ボール盤	穴明け	0.4	1	0.4			
	8	"	天井クレーン	荷吊上げ	3.4	2	6.8			
	9	"	クーラー					2.2	1	2.2
	10	"	サンダー		0.2	1	0.2			
	11	"	コンプレッサー	空気圧縮	2.2	1	2.2			
既設残合計										
新増設合計							39.8 k W			29.8 k W
撤去合計										
合計							39.8 k W			29.8 k W

空調機はモーターの有無に係らずその他の電力欄に記入してください。

申請書 2 枚目の電力欄・その他の電力欄に記載する数値です。

備考 1 . この用紙には作業に供せられ、又は事業活動に伴って発生するばい煙等を防止するために設けられている機械設備を記載すること。
 2 . 「動力用電力」欄には、100V、200V に係らず原動機の出力数をKW (キロワット) で記入すること。

機械設備明細書と同じ
の施設番号・名称・KW
数を記載してください。

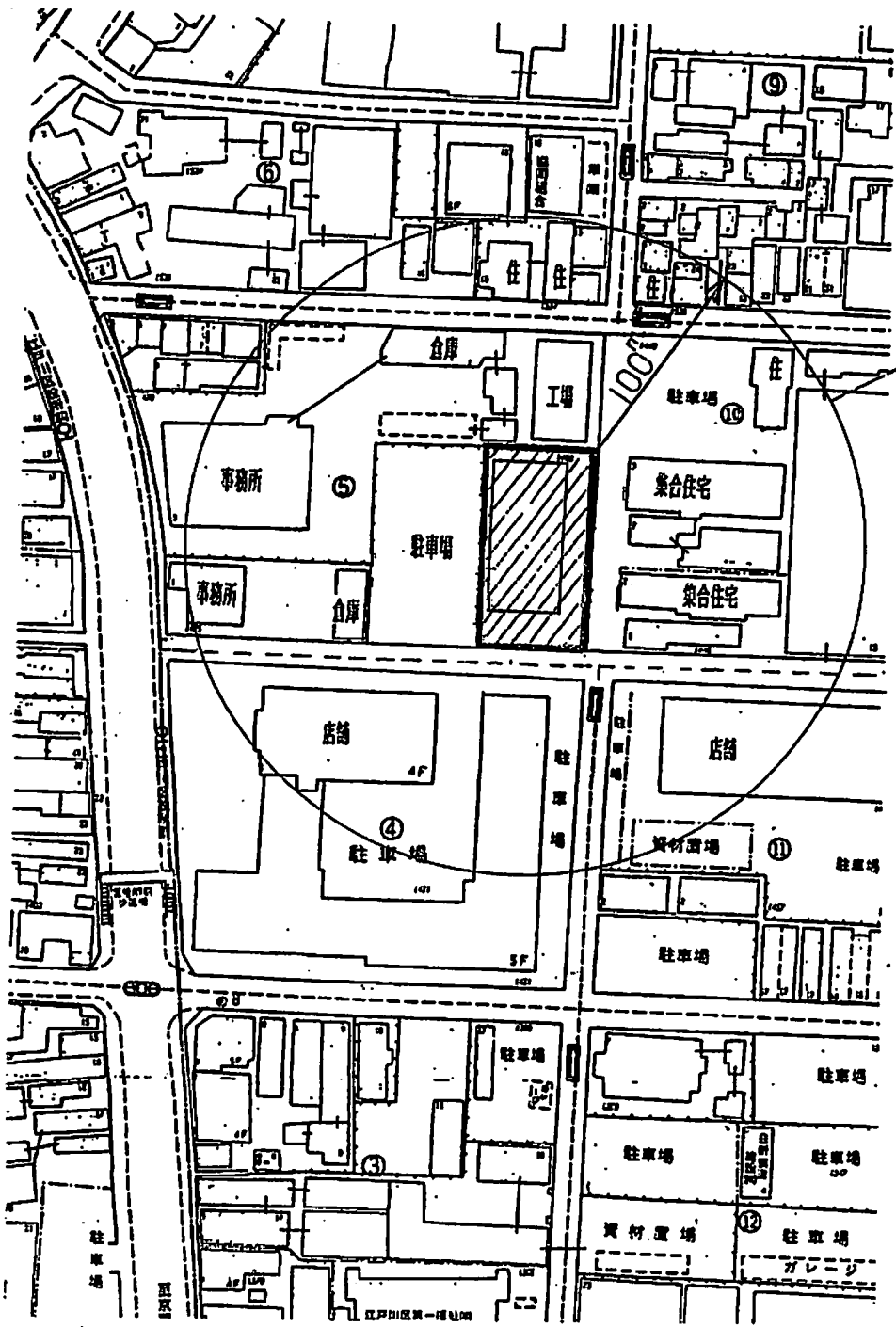
騒音又は振動発生施設の構造等

工場における施設番号		1	2	3	4
種類・名称・型式		旋盤	旋盤	旋盤	フライス盤
公称能力		7.5kw	15.0kw	5.5kw	2.2kw
数		1	1	1	1
使用開始（予定）年月日		平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	8時～17時 20日/月	8時～17時 20日/月	8時～17時 20日/月	8時～17時 20日/月
	季節変動	なし	なし	なし	なし
騒音又は振動の防止の方法		<p>〔騒音〕工場外壁はALC板（厚100mm）、窓はアルミサッシ（網入りガラス）、出入口は重量シャッターとし、開口部閉鎖で作業を行う。コンプレッサーは低騒音型（パッケージタイプ）を使用する。換気扇に防音カバーを設置する。</p> <p>〔振動〕機械設備はコンクリート基礎上に設置する。</p>			
事業用自動車	第7号様式その2（申請書2枚目）の公害防止措置の概要の騒音・振動に係る内容を記載してください。	貨物自動車	貨物自動車		
	用途	運搬	運搬		自社、他社全てを記入。
	積載量	2ト	4ト		
	台数	1	1		
	1時間当りの出入回数				
	1日当たりの出入回数	2	3日に1回		

備考 1 「騒音又は振動発生施設とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。

2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

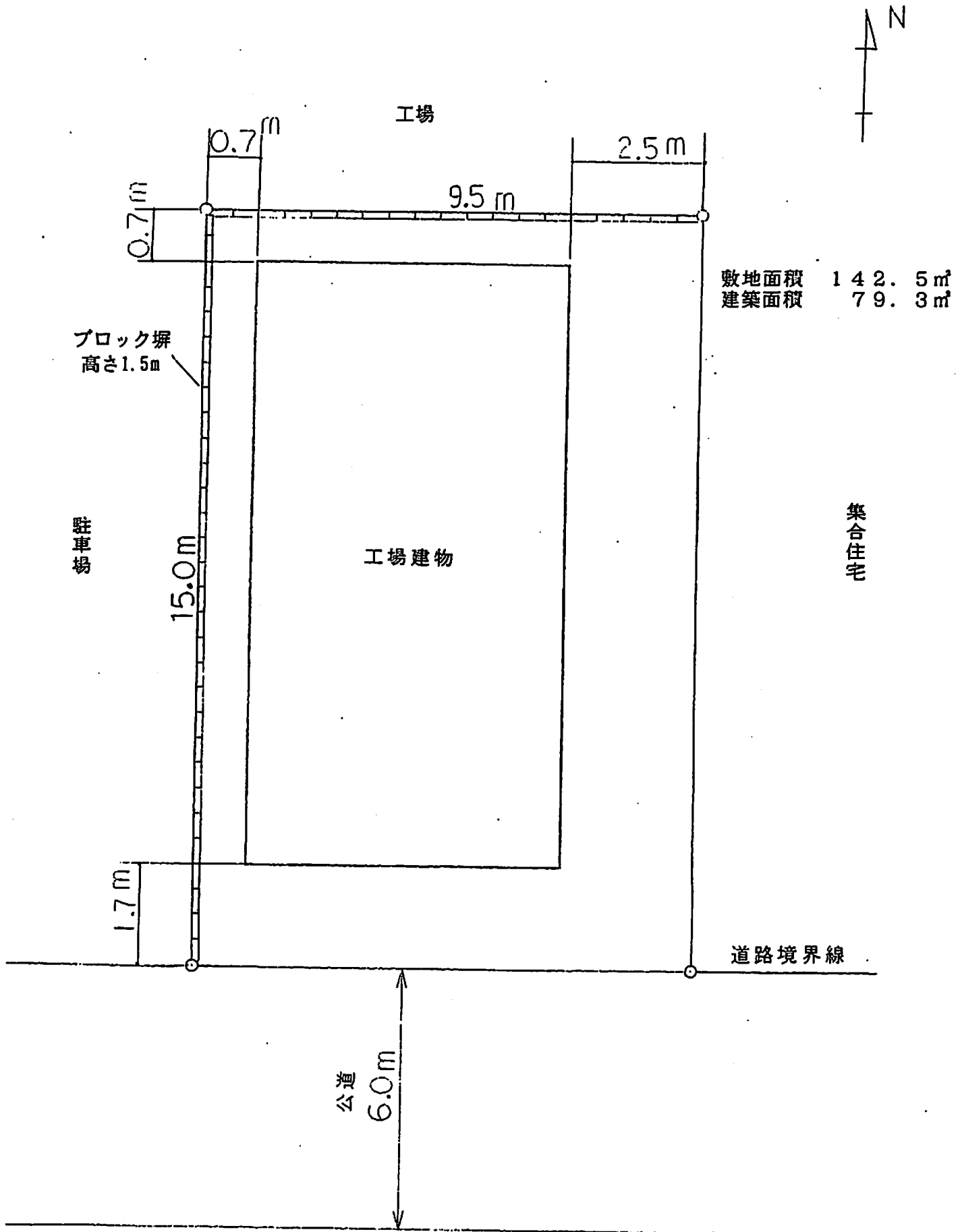
工場付近図



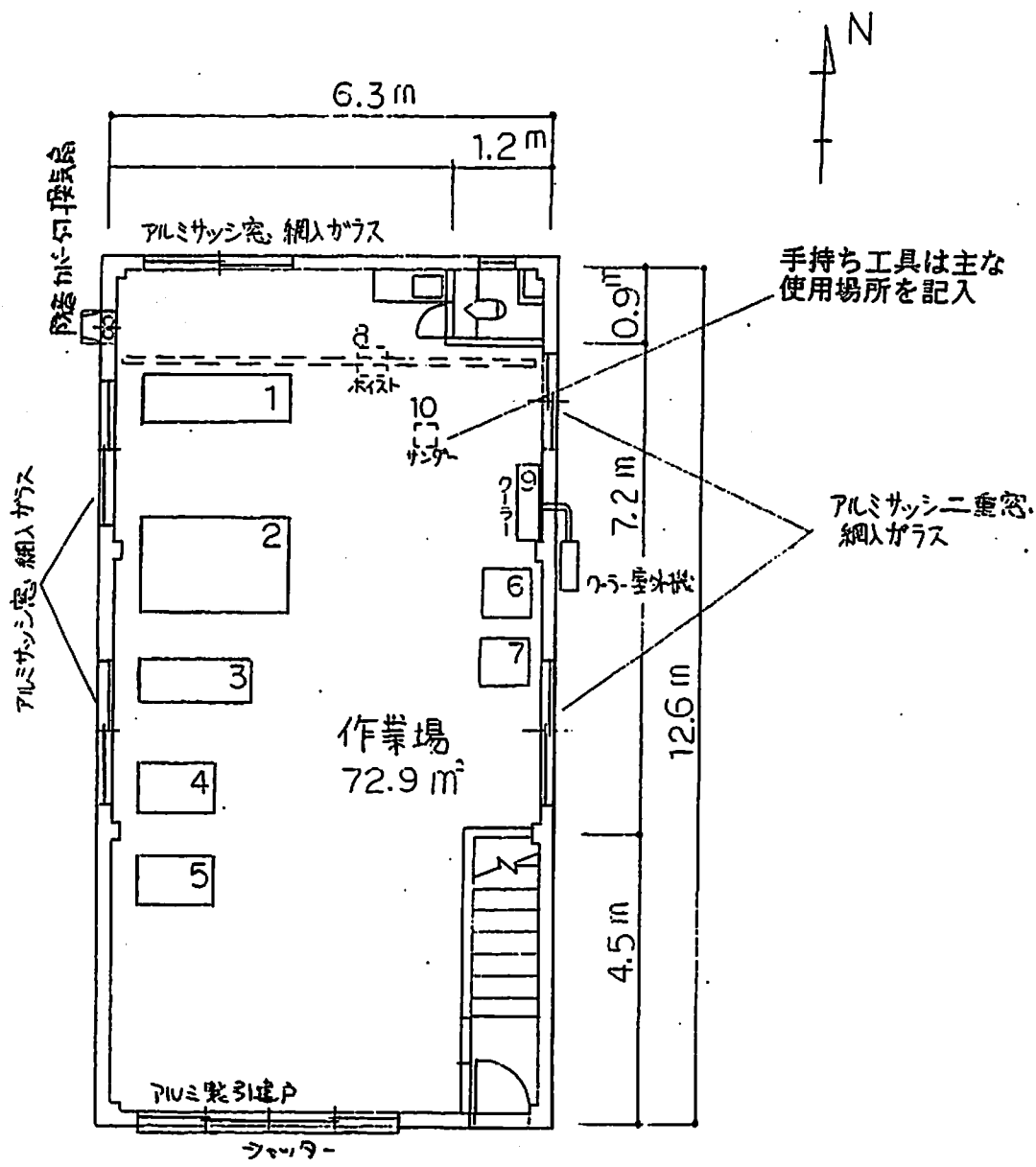
敷地境界から
100m範囲を示す

江戸川区第一種住居地域

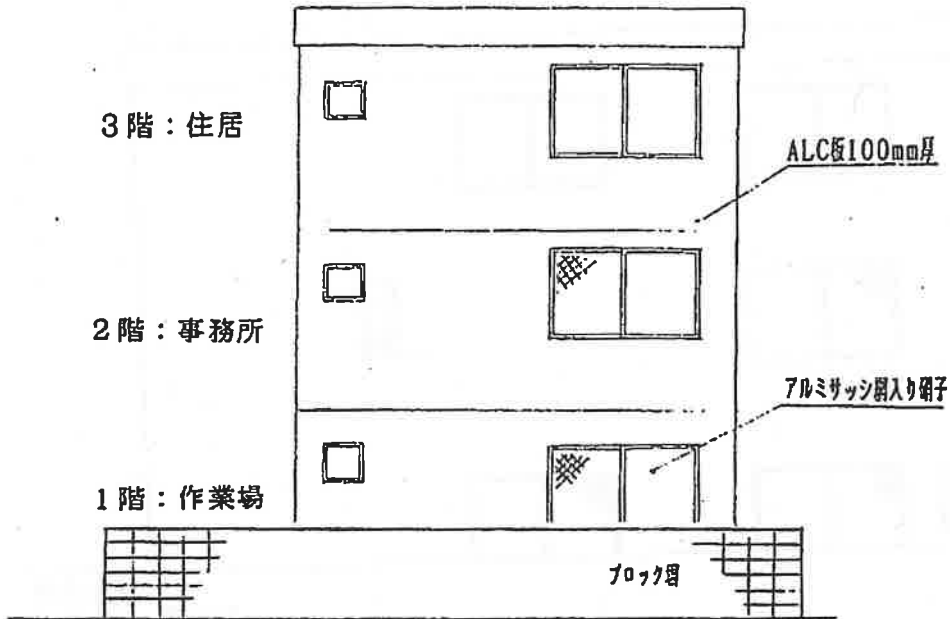
敷地・建物配置



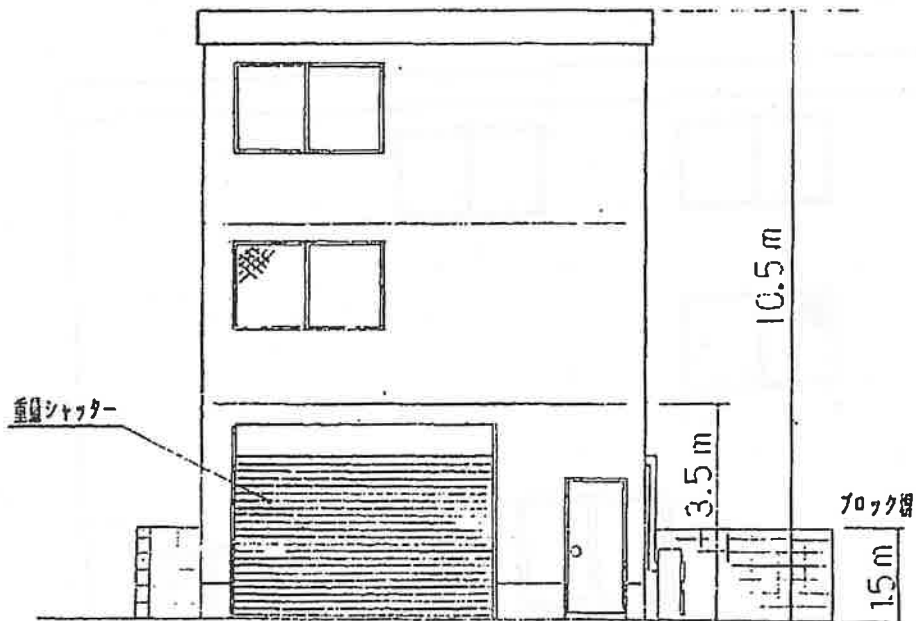
平面図・機械配置図



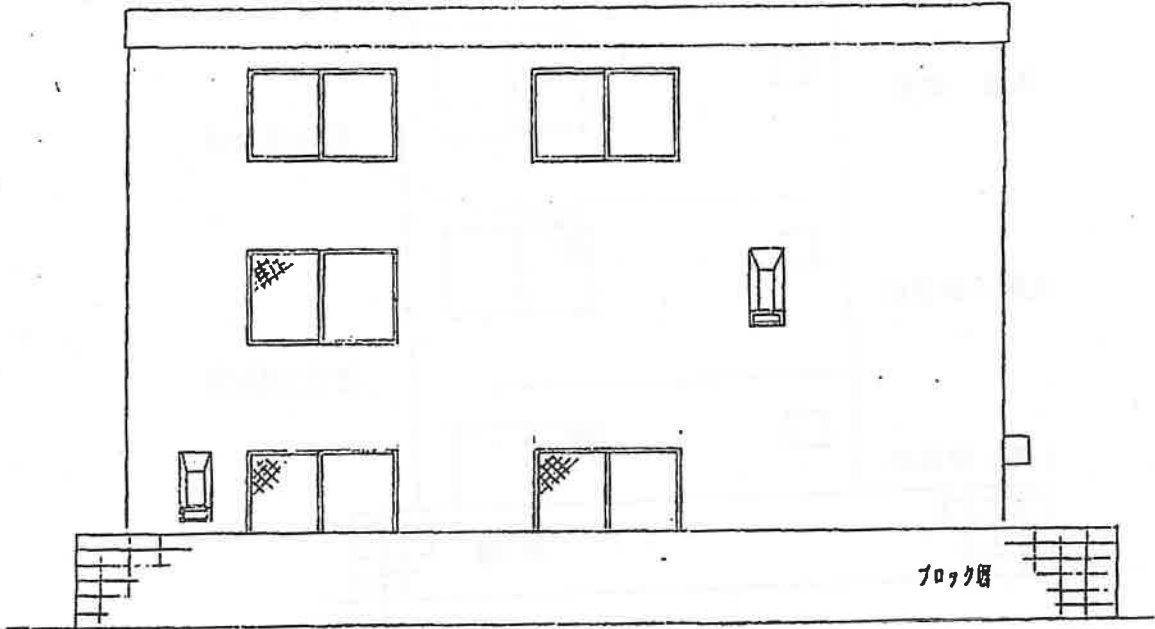
1 階 平 面



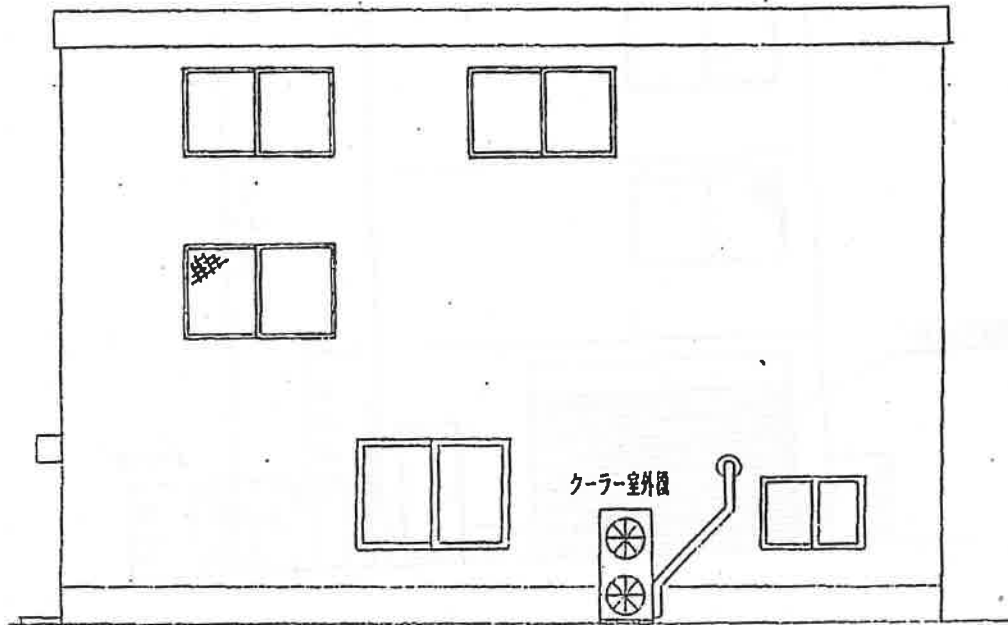
北立面



南立面



西立面



東立面

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)(抜粋)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業員の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(規制基準の遵守等)

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準(規制基準を定めていないものについては、人の健康に又は生活環境に障害を及ぼす恐れのない程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生(汚水については、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。)をさせてはならない。

(へい等の設置)

第77条 工場又は指定作業場においては、第68条第1項に規定する規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければならない。

(屋外作業の制限)

第80条 工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

(工場の設置の認可)

第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 工場の名称及び所在地
- 三 業種並びに作業の種類及び方法
- 四 建物及び施設の構造及び配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(工場の変更の認可)

第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りではない。

(完成届、認定及び使用開始の制限)

第84条 第81条第1項又は第82条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る工場の設置又は変更(工事を伴うものに限る。)の工事が完成したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出に係る工場が認可の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならない。

3 第81条第1項又は第82条第1項の規定による認可を受けた者は、第1項の規定による届出をする必要がある場合は、前項の規定による知事の認定を受けた後でなければ、当該届出に係る工場又は工場の変更部分の使用を開始してはならない。

(変更届及び廃止届)

第87条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第88条 第81条第1項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。

2 第81条第1項の規定による認可を受けた者について相続、合併又は分割(当該認可に係る工場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第81条第1項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。